

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための  
銀行法等の一部を改正する法律案要綱

情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図るため、金融グループの経営管理機能の充実、金融グループ内の共通・重複業務の集約及び金融グループと金融関連 IT 企業等との提携の容易化、仮想通貨交換業に関する制度の整備等の所要の措置を講ずるため、銀行法その他の関係法律の整備等を行うこととする。

一 銀行法の一部改正（第 1 条関係）

1. 金融グループにおける経営管理の充実

銀行持株会社（銀行持株会社を有さないグループの場合は、グループ頂点の銀行）は、その属するグループの経営の基本方針の策定及びその適正な実施の確保等、当該グループの経営管理を行わなければならないこととする。

（銀行法第 16 条の 3、第 52 条の 21 関係）

2. 共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化

（1）持株会社による共通・重複業務の執行

銀行持株会社は、認可を受けて、銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）に共通して必要とされる業務であって、当該業務を銀行持株会社が行うことが当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものを、当該会社に代わって行うことができることとする。

（銀行法第 52 条の 21 の 2 関係）

（2）子会社への業務集約の容易化

銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る）が、共通する業務を当該グループに属する他の会社（業務委託先）に委託する場合において、銀行持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合には、当該銀行には、業務委託先の管理のための規制を適用しないこととする。

（銀行法第 12 条の 2 関係）

（3）グループ内の資金融通の容易化

銀行が同一の銀行持株会社グループに属する他の銀行との間で取引を行う場合であって、当該取引を行うことにより銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと等の要件を満たすものとして承認を受けた場合には、特定関係者との間の取引等の規制（いわゆるアームズ・レングス・ルール）を適用しないこととする。

（銀行法第 13 条の 2 関係）

### 3. ITの進展に伴う技術革新への対応

#### (1) 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

銀行又は銀行持株会社は、認可を受けて、情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することができることとする。

(銀行法第 16 条の 2、第 52 条の 23 関係)

#### (2) 決済関連事務等の受託の容易化

銀行の子会社である従属業務を営む会社（主として銀行の営む業務のためにその業務を営む会社）に求められる当該銀行に対する収入依存の要件を一部緩和することとする。

(銀行法第 16 条の 2、第 52 条の 23 関係)

### 4. 外国銀行代理業務に関する特則

銀行等が外国銀行代理業務を行おうとする場合、委託元である外国銀行ごとの個別の認可のほか、外国銀行グループごとの包括的な認可によることを可能とする特則を定めることとする。

(銀行法第 52 条の 2 関係)

### 5. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 二 農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法、信託業法の一部改正

(第 2 条～第 9 条関係)

銀行法の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととする。

## 三 電子記録債権法の一部改正 (第 10 条関係)

### 1. IT の進展等を踏まえた現行制度の見直し

電子債権記録機関間での電子記録債権の移動を可能とするため、電子債権記録機関の記録を他の電子債権記録機関に移行するための手続等を規定することとする。

(電子記録債権法第 47 条の 2～第 47 条の 5 関係)

### 2. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 四 資金決済に関する法律の一部改正 (第 11 条関係)

### 1. IT の進展等を踏まえた規制の合理化等

(1) IT 機器を利用した前払式支払手段に対応した利用者に対する情報提供方法に関する規定の整備

前払式支払手段に係る支払可能金額等の情報の利用者に対する提供方法について、証券等の交付の有無を前提とした規定を改め、規定の合理化を行うこととする。  
(資金決済に関する法律第 13 条関係)

(2) 前払式支払手段の払戻し時の公告に関する規定の整備

前払式支払手段発行者が、その発行する前払式支払手段について払戻しを行う場合の公告に関する規定を整備することとする。

(資金決済に関する法律第 20 条関係)

(3) 前払式支払手段に係る苦情の処理に関する規定の整備

前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならないことを明確化することとする。  
(資金決済に関する法律第 21 条の 2 関係)

(4) 前払式支払手段に係る発行保証金の額の算定に関する特例

前払式支払手段発行者は、発行保証金の額の算定の基準日について、毎年 3 月末日及び 9 月末日の基準日に加え、毎年 6 月末日及び 12 月末日を基準日とすることを選択できることとする。

(資金決済に関する法律第 29 条の 2 関係)

(5) 資金移動業の一部廃止に係る手続の整備

資金移動業者が、その資金移動業の一部を廃止した場合の手続を整備することとする。  
(資金決済に関する法律第 61 条関係)

## 2. 仮想通貨交換業に係る制度整備

(1) 定義

「仮想通貨」の定義を定めることとする。

(資金決済に関する法律第 2 条関係)

(2) 登録制の導入

① 仮想通貨交換業（仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換等を業として行うことをいう。）は、登録を受けた法人でなければ行ってはならないこととする。  
(資金決済に関する法律第 63 条の 2 関係)

② 仮想通貨交換業者の登録手続、登録拒否要件等を定めることとする。

(資金決済に関する法律第 63 条の 3～第 63 条の 7 関係)

(3) 業務に関する規定の整備

- ① 仮想通貨交換業者は、情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないこととする。  
(資金決済に関する法律第 63 条の 8 関係)
- ② 仮想通貨交換業者は、利用者への情報提供など利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととする。  
(資金決済に関する法律第 63 条の 10 関係)
- ③ 仮想通貨交換業者は、利用者の財産を自己の財産と分別して管理し、その管理の状況について、定期的に公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととする。  
(資金決済に関する法律第 63 条の 11 関係)
- ④ 仮想通貨交換業者に関し、金融分野における裁判外紛争解決制度（いわゆる金融 ADR 制度）を設けることとし、紛争解決機関との間で契約を締結する措置等を講じなければならないこととする。  
(資金決済に関する法律第 63 条の 12、第 99 条～第 101 条関係)

(4) 監督規定の整備

仮想通貨交換業者に関し、帳簿書類及び報告書の作成、公認会計士又は監査法人の監査報告書等を添付した当該報告書の提出、立入検査、業務改善命令等の監督規定を設けることとする。  
(資金決済に関する法律第 63 条の 13～第 63 条の 19 関係)

(5) 認定資金決済事業者協会に関する規定の整備

仮想通貨交換業者が設立した一般社団法人であって、仮想通貨交換業の適切な実施の確保を目的とすること等の要件に該当すると認められるものを、法令遵守のための会員に対する指導等を行う者として認定することができることとするなど、認定資金決済事業者協会に関する規定を設けることとする。  
(資金決済に関する法律第 87 条、第 88 条、第 90 条～第 92 条、第 97 条関係)

(6) 罰則

仮想通貨交換業者に関し、所要の罰則規定の整備を行うこととする。  
(資金決済に関する法律第 107 条～第 109 条、第 112 条～第 117 条関係)

3. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 五 その他

### 1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。 (附則第1条関係)

### 2. 経過措置等

- ① 所要の経過措置等を定めることとする。
- ② 銀行法等の改正に伴い、仮想通貨交換業者を犯罪による収益の移転防止に関する法律の特定事業者に追加する等、関係法律の改正を行うこととする。